

らくタク事業ご利用条件

制定 2021（令和3）年5月10日
赤字箇所一部改訂 5月25日

第1条（適用）

らくタク事業利用条件書（以下「本条件書」という。）は、静岡市が主体となって行う「高齢者新型コロナワクチン接種移動支援事業（通称「らくタク事業」）」の利用を希望する者に対する利用条件及び留意事項を定めるものである。

第2条（定義）

本利用ご利用条件における用語を、次の各号のとおり定義する。

- (1) 「本事業」とは、「高齢者新型コロナワクチン接種移動支援事業（通称「らくタク事業」）」のことをいう。
- (2) 「ワクチン接種」とは、新型コロナウイルスに係るワクチン接種のことをいう。
- (3) 「ワクチン接種券番号」とは、ワクチン接種券に記載される9桁のID番号のことをいう。
- (4) 「移動制約者」とは、自家用車を保有しない者もしくは自家用車の運転が困難な者その他自らワクチン接種会場に移動することが困難な者の総称をいう。
- (5) 「利用希望者」とは、本事業の利用を希望する者のことをいう。
- (6) 「運賃助成」とは、本条件書に定める利用条件等を満たした場合にタクシー運賃の一部を助成することをいう。
- (7) 「共同配車」とは、協力会社各社が個別に保有するタクシー車両及び配車予約受付窓口を束ねることにより、利用希望者に一元的な配車予約窓口を提供するとともに、効率的な配車ができるようにする仕組みのことをいう。
- (8) 「協力会社」とは、本事業に協力するタクシー事業者のことをいう。
- (9) 「担当協力会社」とは、協力会社のうち、利用希望者の運送を担当するタクシー事業者のことをいう。
- (10) 「担当乗務員」とは、担当協力会社職員のうち、利用希望者の運送を担当するタクシー車両を運転する者のことをいう。
- (11) 「配車予約」とは、利用希望者が指定した日時及び場所に移動できるよう、タクシーを予約することをいう。
- (12) 「配車条件」とは、配車を行う上で必要となる情報のことをいう。
- (13) 「電話予約」とは、電話にて配車予約を行う予約方法のことをいう。
- (14) 「コールセンター」とは、「静岡市新型コロナワクチンコールセンター」のことをいう。

いう。

(15)「Web 予約」とは、専用 Web ページ上で配車予約を行う予約方法のことをいう。

(16)「配車システム」とは、配車予約を行う上で使用するシステムのことをいう。

(17)「往路」とは、ワクチン接種会場へ行く道中のことをいい、「復路」とは、ワクチン接種会場から帰る道中のことをいう。

第3条（本事業の目的）

本事業は、市内在住の高齢者に対するワクチン接種を促進することを目的として実施するものであり、利用希望者は事業目的をよく理解した上で信義則に基づき利用しなければならない。

第4条（本事業の実施及び変更）

- 1 前条の事業目的を達成するため、運賃助成を実施する。
- 2 本事業の実施期間は、2021（令和3）年5月10日から7月31日までとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合、利用希望者へ事前に通知することなく、本事業の一部又は全部における一時的な中断、中止並びに実施期間及び実施内容の変更をする場合がある。
 - (1) ワクチンの供給不足に陥った場合、配車システムに致命的な障害が発生した場合、天災、事故、通信障害、戦争、暴動、犯罪その他不測の事態により本事業の継続が困難と判断した場合
 - (2) 前号に掲げる事項のほか、法令上、運用上及び技術上、変更の必要が生じた場合

第5条（運賃助成の内容及び適用条件等）

- 1 運賃助成の内容は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 割引額は、乗車回数1回あたり500円とする。
 - (2) 割引上限額は、1人あたり計2,000円までとする。
 - (3) 適用上限回数は、1人あたり乗車回数4回までとする。
- 2 運賃助成の適用条件及び留意事項は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 適用対象者は、次の各号に掲げる事項に全て該当する者とする。ただし、2回目のワクチン接種を終えて翌日を迎えた時点をもって適用対象者ではなくなる。
 - ① 静岡市民であること
 - ② 65歳以上（昭和32年（1957）4月1日までに出生）であること
 - ③ ワクチン接種券の交付を受けていること
 - ④ 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと

- (2) 往路利用時は、第7条に規定する配車予約方法により事前予約を行った者に限り適用する。
 - (3) 復路利用時は、利用希望者のワクチン接種券に当日の接種済証が添付されている場合に限り適用する。
 - (4) 2名以上の利用希望者が同時乗車する場合であっても、割引額は乗車回数1回あたり500円とし、同乗者全員に1回適用されたものとみなす。
 - (5) 重度障害者に対する静岡市のタクシー利用料金助成(550円)、タクシーチケット、運賃割引クーポン券その他これらに類する他の割引券との併用は不可とし、運転免許返納者割引(1割引)及び障がい者手帳割引(1割引)との併用は可能とする。ただし、併用可能な割引制度の実施有無は協力会社により異なることに留意すること。
 - (6) 割引上限額(2,000円)に達せずに本条第2項第1号ただし書きの適用対象者でなくなった場合、利用資格喪失後に残りの割引額の支払い請求その他残額割引の適用を受けようとする行為には応じない。
- 3 利用希望者は、運賃助成の適用を受けようとする場合は次の各号に掲げる書類を担当乗務員に提示しなければならない。
- (1) 同乗者全員分のワクチン接種券
 - (2) 車内に備え付けた利用確認券に必要事項を記入したもの
- 4 利用希望者は、同乗者全員が保有するワクチン接種券の裏側に運賃助成の適用を証明する行為を担当乗務員が行ったのち、返却を受けるものとする。

第6条 (利用登録)

- 1 利用希望者は、初回配車予約時に次の各号に掲げる方法のいずれかにより利用登録をしなければならない。
- (1) コールセンターへの電話による口頭登録
 - (2) Web予約の受付ページの利用開始前に表示される新規登録画面上での入力登録
- 2 利用登録に関する留意事項は次の各号のとおりとする。
- (1) 利用登録する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、電話予約の場合は第3号及び第4号のみ利用登録することとする。
 - ①ログインID(ワクチン接種券番号とする)
 - ②パスワード(任意のパスワードとする)
 - ③氏名及びワクチン接種券番号(例:静岡太郎 123456789)
 - ④電話番号
 - (2) 利用登録した事項は自らの責任において管理しなければならない。
 - (3) 利用登録の代理登録は、利用希望者本人若しくは利用希望者の親族、友人その他利用希望者本人から依頼されたと認められる者に限り行うことができる。

(4) 次の各号に掲げる場合、利用登録した事項の調査及び訂正等を請求することができる。

- ①自身が利用登録した事項に誤りがあったことが判明した場合
- ②他の利用希望者が利用登録した事項に誤りがあるなどの何かしらの事情により、自身の利用登録ができない場合
- ③その他利用希望者が必要と判断した場合

(5) 本条第1項に規定する利用登録が完了した時点をもって、利用希望者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約したとみなし、利用希望者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、運賃助成に係る全ての権利を停止することができる。

第7条 (配車予約)

1 利用希望者は、次の各号のいずれかの方法により配車予約を行うこととする。

- (1) 電話予約 (コールセンター (TEL:0120-113-394) への電話にて配車条件を伝える方法)
- (2) Web 予約 (専用 Web ページ上で利用希望者自らが配車条件を入力する方法)

2 配車予約受付期間は、第4条第2項の事業期間と同一とする。

3 配車予約受付時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 電話予約の場合、平日 8:30~20:30、土日祝 9:00~17:00 とする。
- (2) Web 予約の場合、平日・土日祝を問わず 23:59 までとする。

4 利用希望者は、配車予約を行う場合は次の各号に掲げる配車条件を登録しなければならない。

- (1) 乗車日時又は降車日時
- (2) 乗車地点 (出発地)
- (3) 降車地点 (目的地)
- (4) 乗車人数 (座席数)
- (5) 車いす利用の有無 (折りたたみ可否含む)

5 前項の配車条件の登録上の条件及び留意事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 乗車日又は降車日の設定は、配車条件を登録する日の3日後から 21~~14~~ 日後までの間とする (例: 6月1日に配車条件を登録する場合は6月4日~6月 22~~15~~ 日までの間にワクチン接種日が含まれている必要がある)。
- (2) 乗車時刻又は降車時刻の設定は、ワクチン接種指定時間を考慮して利用希望者の自己責任において設定しなければならない。
- (3) 乗車地点及び降車地点の設定は、乗車地点及び降車地点がともに別表1の町名に含まれていないこととする。ただし、当該条件を満たしている場合は、道路交通法その他関係法令に違反しない限り、特段の制約を設けない。

- (4) 乗車人数の設定は、同乗者がいる場合でも配車システムの都合上、1人として登録する。ただし、1つの配車予約で実際に乗車できる定員は原則4名までとし、車いす利用を希望する場合に限り定員は2名までとする。
- (5) 「車いす利用有」と設定する場合は、次の各号に掲げる条件に従うこととする。
 - ①自力での乗降が可能な者又は介添え人その他協力者と同乗する者に限ることとし、その旨及び車いすのまま乗車するか否かを伝えなければならない。
 - ②電話予約時に口頭で伝えることとし、Web予約では受け付けない。
- (6) 担当協力会社、担当乗務員及び配車車両を選択することはできない。
- 6 配車条件の登録に基づく配車システム上での計算結果の確認は、次の各号に掲げる事項を口頭もしくはWeb上での画面表示により行う。
 - (1) 配車システムが計算した乗車予定日時又は降車予定日時
 - (2) 乗車地点及び降車地点
 - (3) 座席数
- 7 配車予約の確定は、前項に規定する確認において利用希望者が承諾し、利用希望者に口頭もしくはWeb上での画面表示により担当協力会社名を通知した時点とする。
- 8 前各項のほか、配車予約に関する条件及び留意事項は次の各号のとおりとする。
 - (1) 配車予約の受付は、予約方法のいかんを問わず配車システムを用いて行う。
 - (2) 往路に限り配車予約でき、復路の配車予約はできない。
 - (3) 配車の代理予約は、利用希望者本人若しくは利用希望者の親族、友人その他利用希望者本人から依頼されたと認められる者に限り行うことができる。
 - (4) 利用の集中や交通状況によっては希望通りの配車予約とならない場合がある。
 - (5) 担当協力会社は、乗車予定日の前日に利用者あてに電話連絡を行い、予約内容及び詳細な出発地等の再確認（あんしんコール）を行う。当連絡を以って、配車確定とする。
 - (6) 本条第5項第1号の規定に関し、Web予約画面上では運用上の必要性から当日、前日、前々日においても配車予約できる仕様となっているが、当該規定に違反することがないように留意すること。Web予約画面上で当日、前日、前々日の配車予約を行い、かつコールセンターに連絡を行わない場合は運用上配車がかからないことに留意すること。

第8条（配車予約の変更及びキャンセル）

- 1 利用希望者は、前条第7項に規定する配車予約確定後に当該配車予約の内容変更及び当該配車予約自体のキャンセルを行う必要が生じた場合、乗車予定日の3日前までに行うこととし、それ以降の変更及びキャンセルは原則不可とする。ただし、急な体調不良、事故その他不測の事態によりワクチン接種が受けられない状況となった場合は当該予約のキャンセルすることとし、必要に応じて別途配車予約をし直すものとする。

- 2 利用希望者は、配車予約方法のいかんを問わず、コールセンター（TEL:0120-113-394）への電話により配車予約の変更及びキャンセルの手続きを行わなければならない。
- 3 前各項のほか、配車予約の変更及びキャンセルに関する条件及び留意事項は次の各号のとおりとする。
 - （1）配車予約の変更を行う場合は、当該配車予約をキャンセルしたのちに再度配車予約をし直すこととし、再度の配車予約にあたっては前条の規定を準用する。
 - （2）次の各号に該当する場合は、乗降場所及び乗降時間の変更の指示並びに強制的な予約キャンセル及び再予約その他必要な措置を行うことがある。
 - ①道路交通法上の駐停車禁止区域並びに交差点、歩道橋その他法令上駐停車を禁じられている区域が乗降位置に指定され、配車予約が確定したことが判明した場合
 - ②隘路その他の道路交通事情により通行又は停車が困難な場合
 - ③利用希望者及び周辺交通の安全確保のために必要な場合
 - ④確定した乗車予定日時を過ぎても乗車予定位置に利用希望者が現れないなど、他の利用希望者の予定に遅れが生じることが懸念される場合
 - ⑤利用希望者と配車車両のマッチングが困難な場合
 - ⑥前各号のほか、本事業の実施に必要な場合
 - （3）変更又はキャンセルに係る費用は、無料とする。但し予約受付締切後（利用2日前の0時以降）にコールセンターおよび運行タクシー会社は無連絡でキャンセルおよび変更を行った場合、タクシー事業者のメーター運賃に加算される予約・迎車料金および指定配車場所までの運賃を請求することがある。
 - （4）本条第2項の規定に関し、Web予約画面上では運用上の必要性からキャンセルできる仕様となっているが、特に当日、前日、前々日における変更又はキャンセル対応についてはコールセンターへの電話による手続きを行うこと。Web予約画面上でのキャンセルを行い、かつコールセンターに連絡を行わない場合は運用上配車がかかるため、前号の規定に抵触する可能性があることに留意すること。

第9条（乗降及び運賃の支払い）

- 1 利用希望者は、乗車にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - （1）担当協力会社が別に定める運送約款に従うこと
 - （2）第7条第8項第5号の規定により確認した乗車地点に時刻通りに待機すること
 - （3）担当乗務員に同乗者全員分のワクチン接種券を提示してから乗車すること
- 2 運賃の支払いに関する条件及び留意事項は、次の各号のとおりとする。
 - （1）運賃額の計算方法は次の各号のとおりとする。
 - ①運賃助成のみ適用する場合は、表示された運賃メーター器表示額から500円を減じた額

- ②障がい者割引又は運転免許返納割引と併用して運賃助成を適用する場合は、
運賃割引適用後の金額から 500 円を減じた額
 - ③前各号以外の場合は、運賃メーター器に表示された額
- (2) 運賃の支払い方法は、現金等の担当協力会社が認める方法による。
- (3) 領収書が必要な場合、運賃助成適用後の金額を記載した領収書を発行する。

第 10 条 (禁止行為)

- 1 本事業の利用に関する禁止行為は、次の各号の通りとする。
- (1) 利用希望者のワクチン接種券を第三者に貸与して利用させる行為又は他者のワクチン接種券を使用して利用する行為その他これらに類する行為
 - (2) 第 7 条第 2 項に規定する利用登録に関する禁止行為は、次の各号のとおりとする。
 - ①一部又は全部を登録しないで本事業を利用しようとする行為
 - ②一部又は全部を虚偽の内容で登録を行う行為
 - ③誤記入もしくは登録漏れが判明した場合の修正に応じない行為
 - ④その他不適當な行為
 - (3) 利用希望者当人以外の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為並びに損害を与える若しくは損害を与えるおそれのある行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含む。）
 - (4) ワクチン接種会場への往路利用以外の目的で利用しようとする行為
 - (5) 本ご利用条件に違反する行為
 - (6) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
 - (7) 第 3 条に規定する事業趣旨、その他法令、もしくは公序良俗に違反又は違反するおそれのある行為
 - (8) その他本事業の実施に影響を及ぼすおそれがある行為
- 2 運賃助成に関する禁止行為は、前項各号のほか、次の各号のとおりとする。
- (1) 第 5 条各項に規定する事項に違反し、不当に運賃助成の適用を受けようとする行為
 - (2) 運賃助成の適用を強要する行為
 - (3) その他不適當な行為
- 3 配車予約に関する禁止行為は、次の各号のとおりとする。
- (1) 第 7 条及び第 8 条に規定する事項に違反し、不当に配車予約を完了させようとする行為
 - (2) コールセンターに不当に電話を繰り返す行為又は不当に長時間に渡る通話その他コールセンター業務に著しい支障を及ぼす行為
 - (3) 虚偽の配車予約を行う行為
 - (4) 配車確定後の変更及びキャンセルを故意に行う行為もしくは繰り返す行為

- (5) その他不適当な行為
- 4 配車システムに関する禁止行為は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 配車システムへの不正アクセス、不正攻撃又はそのおそれのある行為
 - (2) 配車システムを不能にすること又は運用に支障を与える行為若しくはそのおそれのある行為
 - (3) 配車システムを利用することによって得られる一切の情報を業として利用する行為又は方法の如何を問わず第三者の利用に供する行為
 - (4) 配車システムのアプリケーションの逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行う行為
 - (5) 配車システムを、他のアプリケーション又はサービスと組み合わせて利用する行為
 - (6) その他不適当な判断した行為
- 5 乗降及び運賃支払いに関する禁止行為は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 第9条に規定する事項に違反する行為
 - (2) 道路交通法その他関係法令及び担当協力会社の運送約款に違反する行為
 - (3) 同乗者に迷惑を及ぼす言動及び行為
 - (4) 感染症を罹患しているもしくは疑いがあるにも関わらず乗車する行為
 - (5) その他不適当な行為

第11条（利用の拒否）

利用希望者が次の各号に該当することが判明した場合、運賃助成の利用を拒否する場合がある。

- (1) 第5条第2項第1号に規定により、運賃助成の適用対象者でない場合
- (2) 前条に規定する禁止行為を行った場合
- (3) 本ご利用条件に同意しない場合
- (4) その他不適当と判断される場合

第12条（保証の否認及び免責事項）

本事業の提供に関し、次の各号に掲げる事項を含む技術上又は法律上のあらゆる瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含む）がないことを明示的にも黙示的にも保証しない。

- (1) 次の各号に掲げる場合に起因し、配車システムの機能の一部又は全部が利用できない若しくは支障が生じる等の瑕疵
 - ①定期的又は緊急にシステム保守を行う場合
 - ②天災、事故等により通信障害が生じた場合

- ③利用希望者が使用する端末又はその他周辺機器等の故障、不具合、設定不備
その他利用希望者の行為に起因する場合
 - ④その他不測の事態が生じた場合
- (2) 次の各号に掲げる場合に起因し、タクシーの配車及び運行ができないもしくは運行遅延等の支障が生じる等の瑕疵
- ①前号の規定によりサービス提供に著しい影響があった場合
 - ②担当協力会社における労働争議、担当乗務員の急な病気、車両故障その他担当協力会社の状況に起因して乗務員及び車両が確保できない場合もしくは急遽担当協力会社の変更が生じた場合
 - ③災害、事故、渋滞、悪天候若しくは悪天候に伴う道路混雑、冠水その他交通事情に危険があると判断した場合
 - ④その他不測の事態が生じた場合
- (3) 次の各号に掲げる場合に起因し、希望通りの配車予約ができない等の瑕疵
- ①本事業の利用が集中し、希望する配車条件を満たせない場合
 - ②Web 予約時の利用登録事項及び配車条件の入力ミス、確認不足その他利用希望者の行為に起因する場合
 - ③その他不測の事態が生じた場合
- (4) 利用希望者が第 10 条各項に規定する禁止行為を行ったことに起因し、本事業を利用できない等の瑕疵

第 13 条 (損害賠償責任)

- 1 次の各号に起因して利用希望者に生じたあらゆる損害について、利用希望者が一切の責任を負う。
- (1) 第 4 条第 3 項に規定する本事業の変更及び中止
 - (2) 第 6 条第 2 項第 2 号の規定における利用登録情報の管理責任に伴い、その行為を自らしたか否かを問わず行われた一切の結果
 - (3) 第 11 条に規定する利用の拒否
 - (4) 前条に規定する免責事項
 - (5) 車両の運転中又は歩行中の Web 予約ページの操作や画面の注視などにより、実際の歩道や道路の状況、道路標識及び道路標示の確認を怠るなどの利用希望者の行為に起因する場合
- 2 タクシーの乗車中の事故等により生命又は身体を害した場合の利用希望者に対する責任は、協力会社の運送契約によるものとする。
- 3 利用希望者が他の利用希望者若しくは第三者との間において生じた取引、連絡又は紛争等については当事者間で自己の責任と負担をもって解決しなければならない。
- 4 利用希望者が本条第 1 項各号に規定する事項に起因して損害を与えた場合、損害賠

償を請求される場合がある。

第 14 条（通知、連絡の方法）

お知らせ、案内その他利用希望者への通知又は連絡は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行う。ただし、緊急の場合又はやむを得ない事情により通知できない場合は、この限りではない。

- (1) 静岡市新型コロナワクチン接種予約支援サイトに当該情報を掲出する方法
- (2) コールセンターの電話口で案内する方法
- (3) 協力会社からの電話連絡で案内する方法
- (4) 協力会社のタクシー車両内における掲示で案内する方法

第 15 条（本ご利用条件の同意）

本ご利用条件の同意は、次に掲げるいずれかの時点をもって行われたこととする。

- (1) 第 6 条第 1 項に規定する利用登録が完了した時点
- (2) ワクチン接種後の復路における運賃助成のみ利用する場合、乗車するタクシー車内における掲示物の閲覧若しくは乗務員からの説明を受けたのちに運賃助成を利用する意思を表明した時点

第 16 条（本ご利用条件の変更）

- 1 本ご利用条件は、事前に利用希望者に通知することなくいつでも変更することができるものとする。
- 2 本ご利用条件を変更した場合、第 14 条に規定するいずれかの方法によって利用希望者に変更内容の通知又は連絡を行う。
- 3 前項の通知又は連絡を行った時点で変更したご利用条件は効力を発するものとする。ただし、変更内容について承諾を求める手続きを行う場合がある。

第 17 条（本ご利用条件の終了）

- 1 本ご利用条件の規定は、本事業が終了した時点をもって同時に終了する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 10 条、第 12 条～第 14 条、第 16 条～第 18 条は、本ご利用条件終了後もなお有効とする。

第 18 条（準拠法・裁判管轄）

本ご利用条件に定めのない事項は、誠意を持って協議の上、円満な解決を目指すものとし、本事業に関連して紛争が生じた場合、準拠法は日本法とし、本ご利用条件に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、静岡地方裁判所とする。

別表1（第7条関係）

<p>配車条件の乗車 地点及び降車地 点として設定で きない地域</p>	<p>【葵区】 清沢連合町内会 （赤沢、寺島、鍵穴、坂本、小島、昼居渡、相俣、黒俣、杉尾） 大川連合町内会 （坂ノ上、栃沢、日向、湯ノ島、諸子沢、檜尾、大間、崩野） 玉川連合町内会 （中沢、桂山、落合、森腰、長熊、奥池ヶ谷、柿島、長妻田、油野、 上落合、口仙俣、奥仙俣、内匠、腰越、横沢、大沢） 大河内連合町内会（相淵、蕨野、横山、平野、中平、渡、有東木） 梅ヶ島連合町内会（入島、梅ヶ島） 井川連合町内会（口坂本、井川、岩崎、上坂本、田代、小河内）</p> <p>【清水区】 小島連合自治会（小島町、小島本町、小河内、宍原、立花、但沼町） 両河内連合自治会 （大平、清地、河内、茂野島、高山、葛沢、土、中河内、西里、 布沢、和田島）</p>
--	---